



2025 年 6 月 20 日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社ビーアールホールディングス
代 表 者 代表取締役社長 藤田 公康
(コード番号 1726 東証プライム)
問合せ責任者 取締役管理本部長 ト部 穰
(TEL 082-261-2860)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 6 月 20 日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025 年 7 月 15 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 203,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 327 円
(4) 処分価額の総額	66,381,000 円
(5) 処分先及びその人数並びに処分する株式の数	当社取締役（監査等委員である取締役及び 社外取締役を除く。） 2 名 54,000 株 当社子会社の取締役 7 名 149,000 株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2018 年 5 月 18 日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対し、当社グループの中長期的な業績と企業価値の向上に対するインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

また、2018 年 6 月 22 日開催の第 16 回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額 60 百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として、割当てを受けた日から 30 年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は年 160,000 株以内とし、その 1 株当たり払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

本株主総会における対象取締役に対する本制度の承認決議を受け、当社子会社の取締役に對しても、同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決定しております（当社及び当社子会社における譲渡制限付株式報酬制度を、以下「本制度」と総称します。また、当社の取締役及び当社子会社の取締役を、以下「対象取締役等」と総称します。）。

本日、当社の取締役会の決議により、当社の取締役 2 名（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対し金銭報酬債権合計 17,658,000 円を、また当社子会社は、当社子会社の取締役 7 名に対し金銭報酬債権合計 48,723,000 円を支給し（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、対象取締役等が本金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより譲渡制限付株式として当社普通株式 203,000 株を割り当てることといたしました。なお、対象取締役等に対する本金銭報酬債権の額は、当社グループの業績、各対象取締役等の職責等諸般の事情を総合的に勘案の上、指名報酬委員会への諮問と答申を経て当社取締役会及び子会社の取締役会において決定しております。

また、本金銭報酬債権は、対象取締役等が当社との間で、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間 2025 年 7 月 15 日～2055 年 7 月 14 日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）において、対

象取締役等は割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない（以下「譲渡制限」といいます。）。

（２）譲渡制限の解除条件

当社は原則として、対象取締役等が本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件とし、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当契約により割当てを受けた本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

（３）本譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了その他正当な事由により退任した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社の取締役又は当社子会社の取締役のいずれも任期満了又はその他正当な事由により退任（死亡による退任を含む。）した場合には、対象取締役等の退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の対象となる株式数

本処分に係る決定があった月から対象取締役等が退任した月までの月数（以下、「在任期間」といいます。）を 12 で除し（その数が 1 を超える場合は、1 に切り捨てます。）、これに①に定義する退任または辞任時の本割当株式数を乗じて得た株式数（ただし、計算の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。）について、譲渡制限を解除する。

（４）当社による無償取得

本譲渡制限期間満了時点又は上記（３）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

（５）株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

（６）組織再編等における取扱い

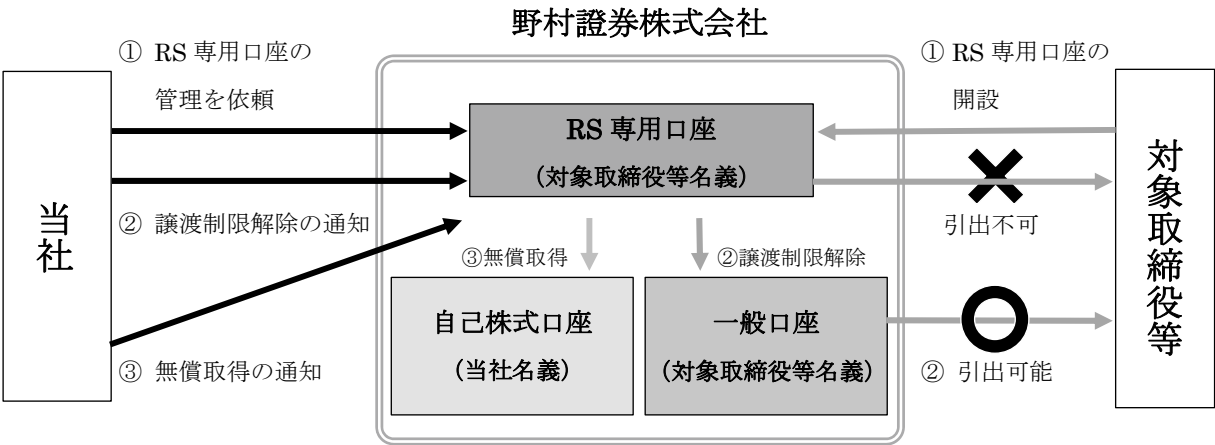
本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の

取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、在任期間を 12 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする。）に、組織再編等承認日において当該取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式の処分は、本制度に基づく当社及び当社子会社の 2025 年度（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025 年 6 月 19 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である 327 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

（ご参考）【譲渡制限付株式（RS）制度における RS の管理フロー】



以上